



2018年12月1日

各 位

会 社 名 F C M株式会社
代表者名 代表取締役社長 川森 晋治
(コード番号 5758)
問合せ先責任者 取締役管理部長 丸山 仁
(TEL 06-6975-1324)

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社アスパラントグループSPC 5号(以下「公開買付者」といいます。)が2018年11月2日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2018年11月30日をもって終了しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2018年12月7日付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

・本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、「FCM株式会社株式(証券コード:5758)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(添付資料)に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立しております。

・親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定日

2018年12月7日(本公開買付けの決済の開始日)

2. 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、本公開買付けにおいて当社株

式941,267株の応募があり、940,600株を取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2018年12月7日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付け者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付け者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主である古河電気工業株式会社は、その所有する当社株式の全て（940,567株）を本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2018年12月7日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	株式会社アスパラントグループ SPC 5 号	
(2) 所在地	東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	中村 彰利	
(4) 事業内容	公開買付け者は、当社株式の全てを取得、所有、当社の事業を支配及び管理することを主たる事業としております。	
(5) 資本金	1,000 円	
(6) 設立年月日	2018 年 10 月 9 日	
(7) 大株主及び持株比率	A G 2 号投資事業有限責任組合	100%
(8) 当社と公開買付け者の関係		
	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません

(2) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名称	古河電気工業株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 小林 敬一	
(4) 事業内容	電線、非鉄金属製品及びその他製品の製造販売	
(5) 資本金	69,395 百万円	
(6) 設立年月日	1896 年 6 月 25 日	

(7) 連結純資産	274,871 百万円 (2018 年 9 月 30 日現在)		
(8) 連結総資産	815,591 百万円 (2018 年 9 月 30 日現在)		
(9) 大株主及び 持株比率 (2018 年 9 月 30 日現在)(注)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10.91%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.80%	
	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	3.42%	
	再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3.25%	
	朝日生命保険相互会社	1.93%	
	古河機械金属株式会社	1.88%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.69%	
	富士電機株式会社	1.56%	
	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属	1.55%	
	口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.53%	
(10) 当社と当該株主との関係(2018 年 9 月 30 日現在)			
資本関係	当社の株式普通株式 940,567 株(発行済株式総数の 55.19%)を保有しております。ただし、当該株主はその全てを本公開買付けに応募しております。		
人的関係	当社の非常勤取締役であります新山晃生氏は、当該株主の社員です。		
取引関係	商品製品の販売及び原材料商品の仕入れを行っております。		

(注)「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、古河電気工業株式会社の第197期第2四半期報告書に記載された「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」を記載しております。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 株式会社アスパラントグループSPC 5号

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	9,406 個 (55.21%)	-	9,406 個 (55.21%)	第1位

(2) 古河電気工業株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主
異動前	親会社及び主要株主 である筆頭株主	9,405 個 (55.20%)	-	9,405 個 (55.20%)	第 1 位
異動後	-	6 個 (0.04%)	-	6 個 (0.04%)	-

(注)「議決権所有割合」は、当社が 2018 年 11 月 2 日に提出した第 71 期第 2 四半期報告書に記載された 2018 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 1,704,267 株から、当社が 2018 年 11 月 1 日に公表した「2019 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された 2018 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式(534 株)を控除した株式数 1,703,733 株に係る議決権の数(17,037 個)を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当該異動により、株式会社アスパラントグループ SPC 5 号は「開示対象となる非上場の親会社等」に該当する見込みです。

6. 今後の見通し

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後、本公開買付けで取得した当社株式以外の当社株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として、第二回目の公開買付け(以下「第二回公開買付け」といいます。)を、買付け等の期間を 2018 年 12 月 12 日から 2019 年 1 月 30 日までの 30 営業日とし、買付け等の価格を当社株式 1 株につき金 4,200 円として実施する予定とのことです。なお、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しないため、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。さらに、第二回公開買付けによっても、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合、公開買付者は、第二回公開買付け後に、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施する予定とのことです。

当社が公表しました 2018 年 11 月 1 日付プレスリリース「株式会社アスパラントグループ SPC 5 号による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載しましたとおり、当社の取締役会は、2018 年 11 月 1 日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議しておりますが、詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

なお、第二回公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所が開設する JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ」といいます。)の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、第二回公開買付け成立時点で当該

基準に該当しない場合でも、本完全子会社化手続を実施した場合には、JASDAQの上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続を経て上場廃止になる予定です。なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

以 上

(添付資料)

公開買付者が本日付で公表した「FCM株式会社株式(証券コード:5758)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 30 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アスパラントグループ SPC 5 号
本店所在地 東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役 中村 彰利
問 合 せ 先 申 祐一
(TEL 03-3568-2572)

F C M株式会社株式 (証券コード : 5758) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号 (以下「公開買付者」といいます。)は、平成 30 年 11 月 1 日付「F C M株式会社株式 (証券コード : 5758) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリース」といいます。)で公表しましたとおり、平成 30 年 11 月 1 日、F C M株式会社 (証券コード : 5758、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、以下「対象者」といいます。)の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 条。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け (以下「本公開買付け」又は「第一回公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、平成 30 年 11 月 2 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 11 月 30 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第一回公開買付けが成立したため、平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリースで公表しましたとおり、公開買付者は、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第一回公開買付けで取得した対象者株式以外の対象者株式 (対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するために、平成 30 年 12 月 12 日から平成 31 年 1 月 30 日までを買付け等の期間とする第二回目の公開買付け (以下「第二回公開買付け」といいます。)を実施いたします。

第二回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、第一回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格である 3,050 円に比べて 1,150 円 (37.7% (小数点以下第二位は四捨五入しております。)) 高い 4,200 円を予定しております。また、第二回公開買付けでの売却を希望される対象者の株主の皆様は売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには下限を設定しない予定であり、また、第二回公開買付けには上限も設定しない予定ですので、公開買付者は、第二回公開買付けに応募される株券等の全部の買付け等を行います。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号
東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号

(2) 対象者の名称

F C M株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
940,567 (株)	940,567 (株)	940,567 (株)

(注1) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を対象者の主要株主かつ筆頭株主である古河電気工業株式会社が所有する対象者株式の数の合計と同数の940,567株と設定しております。第一回公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(940,567株)に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(940,567株)を超える場合は、公開買付者はその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても、第一回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い第一回公開買付けの買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成30年11月2日(金曜日)から平成30年11月30日(金曜日)まで(20営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第一回公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第一回公開買付期間は平成30年12月14日(金曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,050 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(941,267 株)が買付予定数の下限(940,567 株)に達し、かつ、買付予定数の上限(940,567 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 12 月 1 日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	941,267 株	940,600 株
新株予約権証券	株	株
新株予約権付社債券	株	株
株券等信託受益証券 ()	株	株
株券等預託証券 ()	株	株
合計	941,267 株	940,600 株
(潜在株券等の数の合計)		(株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,406 個	(買付け等後における株券等所有割合 55.21%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)

対象者の総株主等の議決権の数	17,031 個	
----------------	----------	--

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年11月2日に提出した第71期第2四半期報告書(以下「対象者第71期第2四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、第一回公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も対象としていたため、「買付け等における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第71期第2四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,704,267株)から、対象者が平成30年11月1日に公表した「2019年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(534株)を控除した株式数(1,703,733株)に係る議決権の数(17,037個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(941,267株)が買付予定数の上限(940,567株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計は買付予定数の上限を超えておりますが、四捨五入の結果切上げられた株数が最も多い応募株主等からの買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させる場合、買付け等をする株券等の数の合計が買付予定数の上限を下回ることとなるため、買付株数は、あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計としました。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成30年12月7日(金曜日)

決済の方法

第一回公開買付期間終了後遅滞なく、第一回公開買付けによる買付け等の通知書を

第一回公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

（ 7 ） 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

第一回公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、平成 30 年 11 月 1 日付プレスリリースに記載の内容から変更はありません。

（ 8 ） 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アスパラントグループ SPC 5 号

東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上